

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第一号

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十四の項のイ中「九千三百円」を「一万千六百円」に改め、同項のロ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項のハ及びニ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項のホ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表の五十五の項のイ中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同項のロ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同表の七十一の項のハ中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表の七十三の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表の八十四の項中「二万千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。